

改正

平成19年3月28日条例第14号

平成25年12月18日条例第50号

平成31年3月28日条例第3号

令和3年6月15日条例第38号

松阪農業公園ベルファーム条例

(設置)

第1条 松阪市は、都市と農村の交流拠点、自然や農業について学ぶ体験施設として、農業をはじめとする地域産業の振興を支援し、市民の健康及び福祉の向上並びに地域の環境と調和した魅力あるまちづくりに寄与するため、次の施設を設置する。

名称 松阪農業公園ベルファーム

位置 松阪市伊勢寺町551番地3

(管理)

第2条 松阪農業公園ベルファーム（以下「公園」という。）の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(休園日)

第3条 公園の休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開園し、又は休園することができる。

(1) 水曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
に当たるときは、その翌日

(2) 12月31日から翌年1月2日まで

(開園時間)

第4条 公園の開園時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 公園を利用するものは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公園の施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 土地の形質又は物件の位置構造を変更すること。

(3) 土石類若しくは植物を採取し、又は竹林を伐採すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 立入禁止区域内に立ち入ること。

(6) 指定する場所以外に車両等を乗り入れること。

(7) 発生したごみ等を放置すること。

(8) 他人に危害を加えるおそれのある行為をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の許可)

第6条 公園の施設を利用する者は、別表に掲げる施設の利用のほか、特に許可を必要とする行為を行おうとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、公園の施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認めるとき。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項に規定する許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって利用の許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。
- (5) 公益上必要と認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消した場合において、利用者に損害が生じてもその賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第8条 利用者は、指定管理者に公園の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、公園の施設の許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、公園の施設の利用が終了したとき、又は第7条第1項の規定により利用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 利用者は、建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 中山間地域及び地域農業の振興事業に関すること。
- (2) 園芸の普及体験事業に関すること。
- (3) 地域食文化の普及体験事業に関すること。
- (4) 地域特産品の普及啓発事業に関すること。

- (5) 伝統工芸、文化活動の普及及び実践支援事業に関する事。
  - (6) 自然保護、環境保全等の学習及び実践事業に関する事。
  - (7) 歴史、観光資源の情報案内及び広報宣伝事業に関する事。
  - (8) 公園の施設及び設備の維持管理に関する事。
  - (9) 公園の施設の利用許可に関する事。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関する事。
- (委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松阪農業公園ベルファームの設置及び管理に関する条例（平成16年松阪市条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月28日条例第14号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第50号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月15日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。

別表（第6条、第8条関係）

施設の名称		利用料金	
蚤(のみ)の市広場	区分	1区画につき	
	利用料	2,470円	
	テント利用料	1,650円	
わいわい広場	区分	1区画につき	
	A広場	12,900円	
	B広場	14,310円	
	C広場	9,160円	
匠の館	技の工房	区分	利用時間1時間につき
		利用料	1,750円
		調理台利用料（1台当たり）	160円
	アートホール	区分	利用時間1時間につき
		利用料	2,470円
		調理台利用料（1台当たり）	160円
ゲートハウス	レクチャールーム	区分	利用時間1時間につき
		利用料	1,530円

グラウンドゴルフ	区分		利用時間 1 時間につき
	大人	利用料	310円
		貸用具利用料	100円
	中学生以下	利用料	150円
		貸用具利用料	50円
	貸切（3時間当たり）		7,470円 （3時間に満たないときは、3時間として計算する。）

備考

- 1 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。